

アスベストを含む廃棄物の類型と対策の現状

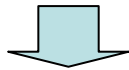
資料2 - 1

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、
がれき、コンクリートくず、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類のほか、政令で定めるもの

特別管理産業廃棄物

建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材等
(飛散性のもの)

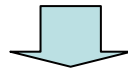


厳しい処理基準
(廃棄物処理法施行令等)
収集における梱包等
処分における溶融処理又は耐水性材料での二重梱包等

〔ストック量数十万トン〕
1.8万t/年発生

通常の産業廃棄物

石綿スレート等の外装材、床タイル等
(非飛散性のもの)



非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
(3月30日通知)
他の廃棄物との分別
散水等の飛散防止措置
極力、破碎を行わない
内容については、政令で処理基準化することを検討中

〔ストック量約4000万トン〕
100万t/年以上発生

一般廃棄物

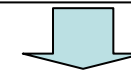
家庭から排出される廃棄物
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

通常の一般廃棄物

(特別管理一般廃棄物ではない。)

アイロン、トースター、ドライヤーなど、アスベストを含む家庭用品が廃棄物となったもの
(ほとんどが非飛散性のもの)

飛散性のおそれがあるものは東京五輪の頃に販売された火鉢付属の石綿灰【古い製品であり、ごくまれ】



アスベスト含有家庭用品処理の際の留意事項(9月13日通知)
他のごみと区別して住民に排出してもらう
極力、運搬や中間処理で破碎を行わない
散水、速やかな覆土の実施による飛散防止に留意した最終処分

〔602種類の製品〕